令和３年10月１日

被保険者の皆さまへ

TDK健康保険組合

夫婦共同扶養（夫婦共働き）の場合における被扶養者の認定について

いつも健康保険組合の事業運営にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。
厚労省の通知に基づき、夫婦が共同して扶養する子について新たな取り扱いが適用されることとなりました。
つきましては、下記内容をご確認のうえ申請くださいますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

【適用開始】令和３年８月

【申請時の手順】

今後１年間の収入が多く見込まれる方の健康保険組合で先に審査を受けてください。相手先の健保で否認となった場合には、否認通知と**必要書類**を揃えてTDK健保に申請してください。内容によっては、保険者間での協議となります。

① 出生の場合

必要書類に**「夫婦共同扶養審査収入額確認表」**が追加されました。

② 出生以外の子の場合

必須書類に、今後１年間の双方の**「給与等支払証明願」**が追加されました。

・夫婦の収入が逆転し、TDK健保の扶養に異動させるときは、申請に必要な書類を揃えて、その月の25日までに申請してください。書類に不備がなければ、翌月１日付で認定といたします。

・夫婦の収入が逆転し、TDK健保の扶養から外すときは、相手先の健保で審査を受けてください。相手先の健保で認定されましたら、新しい保険証のコピーを減員届に添えて、手続きください。

・配偶者の退職によりTDK健保の扶養に異動させるときは、事実発生日から５日以内に申請してください。

【認定の主なポイント】

・年間収入（過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後１年間の収入を見込んだもの）が多いほうの被扶養者とします。夫婦の収入は、被扶養者の資格再確認でも確認していきます。

・被保険者が育児休業期間中は、子の地位安定の観点から特例的に被扶養者を異動しないこととします。ただし、新たに誕生した子については、改めて認定手続きを行うこととします。その結果、子によって被保険者が分かれる場合があります。

・通知の詳細（厚労省ホームページ）
https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T210512S0010.pdf

以上